慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	興福寺東門院の相承 : 文明四年北畠氏子弟入室の前提
Sub Title	Successive chiefs of the Kofuku-ji Tomonin temple
Author	大薮, 海(Oyabu, Umi)
Publisher	三田史学会
Publication year	2011
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.80, No.4 (2011. 12) ,p.19(295)- 52(328)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20111200-0019

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

興福寺東門院の相承
――文明四年北畠氏子弟入室の前提――

大薮　海

はじめに

平安時代の中頃より、それまで俗世との関わりが希薄であった寺院内に、子弟の入室という形で貴族勢力が進出していったことはよく知られている。[1] 貴族側は新たな経済基盤の獲得を意図して子弟を入室させる一方、寺院側も子弟を受け容れることの対価として、貴族に対して外護者や檀越としての役割を期待したため、両者の利害が一致した貴族子弟の寺院への入室は、盛んに行われるようになった。

興福寺においても、藤原氏の氏寺であるという性格から、同氏出身者の入室が多くみられる。彼等は寺内の院家を相続し、[2] さらにそれを一族・近親者に伝えた。院家の所領は貴族の家領と同様の位置付けを与えられるようになり、鎌倉期には特定氏族による院家の相承が一般化するようになる。また、院家の中でも摂関家出身者（＝貴種）が相次いで入室した大乗院や一乗院は門跡と称され、他の貴族出身者（＝良家）が入室した諸院家とは区別された。鎌倉期に興福寺の院家は四十以上を数え、それぞれ一乗院方と大乗院方に分かれていたが、室町期に入るとその数は十程度に減少し、その大半が室町幕府と関係を深めた日野流出身者により管領されるようになっていった。[3]

そのような状況下で注目されるのが、文明四年（一四七二）四月になされた伊勢の北畠政郷弟（教具息）の興福寺東門院入室である。[4] 北畠氏は「伊勢国司」の通称で知られる村上源氏の一族であり、当時は貴族でありながら伊勢守護に補任されていた。[5] 入室当時政郷弟は一二歳

で、二年あまり後に得度して孝尊と称した。[6]

この一件については、これまでの北畠氏研究においても言及されている。しかしその意義や背景についての言及は少なく、わずかに北畠氏の「支配構造の変容期」[7]に起きた出来事と指摘されているに過ぎない。

一方、興福寺の院家研究においては、この一件以後、東門院が興福寺と北畠氏との交渉窓口となったことが永島福太郎氏によって指摘されている。[8]永島氏の研究は興福寺院家についてはじめて包括的かつ詳細に論じたものであり、東門院の相承についてもその考証の大半が有効と思われるが、やはりその背景については述べられていない。永島氏以後では富貴原章信氏[9]や高山京子氏[10]が他の院家の相承とともに東門院の相承についても検討しているが、永島氏の研究以上の成果は得られていないようである。

このようにこの一件は、興福寺院家相承者として日野流出身者が大半を占める中、村上源氏出身者が、さらに貴族でありながら伊勢守護に補任されるという特異な立場にあった北畠氏の出身者が院家に入室したという、非常に興味深い事例であるにもかかわらず、北畠氏研究と興福寺院家研究のいずれにおいても注目されてきたとはいい難いのである。しかしながら、北畠氏出身者が東門院に入室するに至るまでには北畠氏と東門院の双方に何らかの意図や事情が存在したことが容易に推測され、双方の利害関係が一致したからこそ、入室が実現したと考えられる。

そこでまず本稿では、それらの考察を行うための準備として、東門院の相承について明らかにする。なぜならば、双方の意図や事情を探るうえで、東門院という院家がどのような歴史的背景を有する院家なのかを知ることは必要不可欠の作業であると考えられるが、その根幹となる東門院相承に関する研究は、先述の永島氏の研究以来、ほとんど進展がみられないからである。永島氏以後の他の研究や史料の再検討などにより、東門院相承の歴史を最初から検討する必要があろう。検討する期間は、東門院の成立から孝尊が入室した当時の東門院主孝祐が院主職を相承するまでとし、孝尊が入室できた背景や事情を明らかにする手がかりを得たい。

第一章　東門院の伝承的成立

前掲の永島氏の研究によれば、東門院は近衛基通の発願に始まるとされている。史料上の初見は『興福寺別当

次第[11]』に載せられた建保六年（一二一八）の記事とされ、そこにみえる「東門院」を初代院主と永島氏は推定している[12]。一方富貴原氏は、鎌倉初期にその名を確認できる公縁を初代院主とみており[13]、高山氏も同様の見方をしている[14]。しかし永島氏は別の研究において、修円が東門院を開いたともしている[15]。一体東門院はいつ頃成立し、誰によって開かれたのであろうか。

まず修円開基説について検討してみよう。修円は興福寺第四代別当を務めた人物で、前掲『興福寺別当次第』には、賢憬の資であるとか「小谷氏、大和国人」などと書かれている。任別当期間には異説も多いようであるが、概ね弘仁・天長年間（八一〇～八三三）頃にその任にあったとみてよいであろう。最澄と親密な交流があったことが知られ、最澄から日本最初の灌頂を受けたともされている。また、なかでも、師である賢憬によって開かれた室生寺を継承して発展させたことは、修円の大きな業績といえよう[16]。

しかしその『興福寺別当次第』に載せられた修円の略伝には、伝法院を開いたことは記されているものの[17]、東門院を開いたことについては一切言及がない。加えて、修円について論じた先行研究においても、室生寺伝法院との関係から修円が興福寺伝法院の開祖であることは取り上げられることが多いが、修円と東門院との関係にはほとんど触れられていないのである[18]。

東門院と修円の関係についてはじめて触れた永島氏は、その論拠を「興福寺側の所伝」としか記していないため、その言説の具体的な根拠を知ることは難しい[19]。しかし、その永島氏の論拠とみられる記事が、『雑事記』中にある。

【史料一】『雑事記』文明四年（一四七二）六月一三日条

一、今日修円僧都忌日也、上古於伝法院深蜜（密）会修之由見禄（記脱カ）者也、五師四帖双子等在之歟、東門院・伝法院共以修円坊也、修円者室生山ニ入滅、弘法大師同時仁也、大威徳明王化身云々、（下略）

すなわちこの記事からは、修円の忌日にあたる六月一三日に昔は伝法院において深密会が修されていたこと、東門院と伝法院がともに「修円坊」であるとされていることなどが看取される。伝法院が修円により開かれたことを踏まえれば、東門院と伝法院が「修円坊」であるということは、両院とも修円によって開かれたということを意味していると解釈できよう。

伝法院が修円によって開かれた院家であるということは、『興福寺別当次第』以外にも平安期に記された『中右記』に徴証があるため[20]、おそらく事実と認めてよい―少なくとも一一世紀末に伝法院が存在し、それが修円によって開かれたものと認識されていたことは確か―であろう。しかし東門院については、管見の限りではあるが、室町期に記された【史料一】以外、修円との繋がりを示す史料は見当たらない。したがって、修円が東門院を開いたとする言説をそのまま事実と認めることは躊躇される。

しかしながら、修円と東門院の間には全く関係がなかったともいい切れない。たとえば、伝法院領の一部を東門院が継承していたり、かつて伝法院で行われていた深密会が東門院で催行されたりしているのである[21]。東門院は、伝法院を介して修円と繋がりを有していたとはいえよう。

さらに、東門院の成立に関係したとされる僧は修円以外にもその名を見出せる。『雑事記』と同じく室町期に大乗院門跡であった尋尊によって著された『三箇院家抄』[22]の中に、「血脉相承次第等」と題された記事がある。それはその名の通り複数の血脈について、相承者を線で繋げて示したものであるが、その中に次のような記事がある。

【史料二】『三箇院家抄　第一』（第一〇丁裏貼込）

○良敏（大僧都）―慈訓（僧都 寺務初）―仁秀（東門院 寺主 本願）―願安（金肪寺 本願）―平源―安秀―長保―公範

隆禅（大乗院 本願）―頼実（禅定院 大乗院）―尋範（大乗院）―信円

右に掲げられた僧侶のうち、隆禅は同じく『三箇院家抄』の中の「三箇院家等相伝次第」に初代大乗院門跡であると記されているので、この【史料二】で院家の名とともに「本願」と付された僧侶は、その院家の初代院主であるとみなされる。つまりここでは、仁秀が初代東門院主とされているのである。

仁秀は、興福寺初代別当である慈訓が別当を停任されている間、寺主として別当の職務を代行したことが知られている[23]。しかしそれ以外の事績は知られず、東門院との関係も不明である。

つまり、右でみてきたように、修円・仁秀いずれの開基説も史料的根拠が弱く、そのままそれを事実と認めることには充分な注意が必要といえよう。しかし、室町期

の興福寺においてそのような言説が流布していたことは確かであり、そのことは東門院と北畠氏の関係について考察するうえでも注目すべきことであると思われる。

第二章　東門院の実質的成立
―特定氏族による相承確立以前―

前章では同時代史料によって東門院の存在を確認することができなかったが、平安末期になると、同時代史料にもその名が散見されるようになる。本章では、平安末期以降の東門院についてみていきたい。

先に触れたように、東門院の史料上の初見は『興福寺別当次第』の記事であることが永島氏によって指摘されている。[24] しかし、それ以前の史料にも東門院の名称を確認することができる。

たとえば、興福寺所蔵の廻請はそのような史料の一つである。[25] 廻請とは、各法会に勤仕すべき僧の名を列挙したものであり、事前に廻覧、あるいは法会当日に用意され、参会の意志がある僧もしくは参会した僧は自らの名の下に「奉」と書いた。廻請を活用した研究に林文子氏や末柄豊氏の研究があり、いずれも大きな成果を得ている。[26] 特に末柄氏は、廻請を年次別に整理して追っていた際に薬師寺別当の僧官位が変動（後退）することに着目し、これまで不明瞭であった鎌倉期の薬師寺別当の歴代について明らかにした。末柄氏の手法は東門院の歴代院主を明らかにする際にも有効と思われるので、以下では末柄氏の手法に倣い、廻請を手がかりとして東門院の歴代院主について明らかにしたい。

廻請において東門院の名称が現れるのは、文治二年（一一八六）からである。

【史料三】　文治二年八月二五日付法華会講問廻請写（『故廻請之写』）

表書ニ云

六

文治二年法華会講問廻請

政所

請定　当年法華会講読法用聴衆事

講師　宗海大法師奉

読師　相尊大法師奉

聴衆

長官権僧正（信円）　権長官法印権大僧都（覚憲）

元興寺権大僧都　松林院権大僧都（雅縁）

光明院前権少僧都　伝法院権少僧都
上階法眼　転経院法眼
東門院法眼　竹林院法眼
西大寺法眼　禅支院権律師
法花寺権律師　一室権律師
東院権律師　（常住）成寿院法橋
（中略）
右依例請定如件、
文治二年八月廿五日
別当権僧正法印大和尚位　判
権別当法印大和尚位権大僧都　判

右の史料において聴衆の中で第九位に名を連ねている「東門院法眼」は、東門院主の史料上における初見でもあり、後述のように（仁秀や修円などを除いた実質上の）初代東門院主とみられる人物である。まずはこの「東門院法眼」について検討してみよう。

廻請は寿永二年（一一八三）以降の分が現存しているため、【史料三】以前には寿永二年・元暦元年（一一八四）・元暦二年の三カ年分しか存在しない。それら三カ年の廻請と【史料三】を比較すると、【史料三】で「東門院法眼」と称されている僧は、前年までは「長谷寺法眼」と称されていたことが看取される。[27]

「長谷寺法眼」とは、法眼の僧位を有する長谷寺別当に対する呼称である。室町期に成立した『諸寺別当座主次第』[28]によれば、長谷寺別当は養和元年（一一八一）に尋忠が補任されて以後、頼継―尋忠―頼継―良円―信円と目まぐるしく交代したことが知られる。このうち頼継については、養和元年以降は【史料三】と同時期の文治二年八月と建久二年（一一九一）閏一二月にその職にあったことが他史料から確認でき、いずれも在任当時は僧綱に昇る以前の得業の学階にあった。[29]したがって頼継は文治二年以前にその名を確認できる「長谷寺法眼」には該当せず、しかもその「長谷寺法眼」は、時系列的に考えて、頼継の前任者にあたるとみられる。すなわち「長谷寺法眼」は、頼継に長谷寺別当職を譲って「東門院法眼」となったと推測される。そしてその頼継の前任者とは、頼継の文治二年八月の長谷寺別当在任が頼継の初度の補任であれ二度目の補任であれ、いずれも尋忠である。つまり、元暦二年八月に長谷寺別当に在任し、その後頼継に長谷寺別当職を譲って文治二年八月に「東門院法眼」と称されていたのは、尋忠である可能性が高いのである。

そのことは他の史料からも裏付けることができる。『諸寺別当并維摩会天台三会講師等次第』[30]に記された「長谷寺別当次第」には、概ね平安期の任別当者の名前とともに別当補任時のものとみられる僧官位が書き入れられている。それをみてみると、平安期に法眼で別当を務めたのは、覚懐と尋忠しか確認できないことがわかる。このうち覚懐は、安元二年（一一七六）に長谷寺別当に補任された玄縁よりも以前に別当に補任されており[31]、寿永二年から元暦二年までの間の「長谷寺法眼」には該当しない。したがってやはりその「長谷寺法眼」は、尋忠のことを指しているとみるべきなのである。

尋忠は、藤原忠隆の息男で、平治の乱を起こした信頼の弟にあたる人物である[32]。興福寺別当を務めた尋範や玄縁の弟子であり[33]、承安元年（一一七一）の維摩会において研学を務めた記事で「年三十三、臈十九」とあることから、保延五年（一一三九）生まれであることが知られる[34]。養和元年に得業から法眼に昇進し[35]、さらに建永元年（一二〇六）から建永二年の間には法印に昇った[36]。

廻請では承元三年（一二〇九）まで「東門院法印」の名を確認できる[37]。承元四年に入滅したため[38]、同年の廻請にその名は記載されていない[39]。

ところで、尋忠は入滅の際に自らの所領などの処分状を書き遺していたようである。いまその実物は伝わっていないが、弘安年間（一二七八～一二八八）に提起された、一乗院領大和国池尻庄をめぐる訴訟において、池尻庄雑掌側から提出された文書に一部が引用されている。

【史料四】弘安年間大和池尻庄雑掌申状[40]

□乗院御領池尻御庄雑掌重謹言□、

欲早停止鬼熊非分濫訴、且任証文明鏡道理、且守行遍愍□□東門院当知行不可有相違由、重被申下　長者宣事、

□□

一通　尋忠法印処分帳総目録案

一通　良隠法眼譲状案在行遍律師譲状案

□東門院本主宇太法印承元四季記録状云、右房舎庄薗□、尋忠相伝領掌敢無他妨、而於東門院房舎・敷地者、大納言□□所譲与也、一期之後、宰相君行遍尓可被譲也、殊申付師弟□□乃至懐異心事出来者、全非予門跡、次池尻庄者、□□□□□庄内事、毎事可任□例、雖□□□申之、又以名□□□□地京都人、又□譲一庄、是偏為院家領之故也、□□庄可被加此房舎修理修造也、如此不注置者、難有此房□□故也、若於背此支配之旨

輩者、更非門跡、自余門跡等同□□可訴申　長者殿下也、事子細既以申入畢、敢不可有改□□□□□之委細、□□文、凡見今状前後、其身令尋常者、次第処分加可□

（後欠）

この【史料四】は『勘仲記』の紙背に遺された文書である。上下が裁断されているため文意をとりづらいものの、東門院に関する部分の大要は把握することができる。すなわち、「東門院本主宇太法印」が承元四年に書き遺した記録状には、いくつかの房舎や庄園を尋忠が相伝してきたが、それらのうち「東門院房舎・敷地」は、「大納言□□」に譲与し、その「大納言□□」が入滅の後は、「宰相君行遍」に相承させよ、もしこの旨に背くような者がいれば、その者は尋忠の「門跡」（＝門弟）[41]ではない、次に池尻庄については、別相伝とし、東門院に附属の院家領とする、他者に譲渡することなく東門院房舎の修理料所とせよ、もしこれらの処分の旨に従わない者がいれば、その者は尋忠の門弟ではないので、他の門弟は「長者殿下」（＝藤氏長者）に訴え出よ、詳細についてはすでに尋忠から長者に対して申し入れてある、と書かれているという。

訴訟の際に提示されたものであり、しかもそれを記した文書の実物が提出されていないなど注意を要する点があるものの、その内容は非常に注目すべき点を含んでいる。

まず一つ目は、尋忠が「東門院本主宇太法印」と称されている点である。「本主」とはすなわち本願のことであり、尋忠が東門院の初代院主であることを意味していると考えられる。つまりこの記述から、東門院の実質的な初代院主は尋忠であり、東門院の実質的な成立時期も、廻請（【史料三】）において尋忠が東門院主としてみえる文治二年からあまり遡らない時期に求められるのである。

そのようなことを前提として尋忠の俗系について再度みてみると、興味深い事実が指摘できる。それは、尋忠が近衛基通の伯父にあたり[42]、尋忠が東門院を開創したと考えられる元暦二年八月から文治二年八月までの間は、その基通が氏長者であった期間（治承三年一一月～文治二年三月）[43]と一部重なるということである。当時興福寺は、氏長者近衛基通の下で平氏南都焼き討ちで被った被害から復興しようとしていた[44]。さらに『雑事記』中に東門院について「御本地普賢寺殿（＝近衛基通）御願云々」とあることも[45]、尋忠や東門院と近衛基通の間には強い繋がりが存在していたことを窺わせる材料となる。

これらのことを踏まえれば、あくまで推測であるが、東門院は、南都復興の一環として基通により創設（もしくは復興）され、基通の伯父にあたる尋忠が初代院主として迎えられたと考えることができるのではなかろうか。

また「宇太」は「宇陀」（宇多）であり、大和国宇陀郡のことを指しているとみられる。一般的に僧侶の呼称には最終僧官位が用いられることが多いが、ある土地と結び付きが深い僧侶については、地名を冠して呼称されることもある。[46] それゆえ「宇太法印」という呼称は、尋忠が宇陀郡と何らかの強い関係を有していたことに起因すると推測できよう。

そして二つ目は、東門院の相承者が尋忠によって示されている点である。前述のように尋忠は承元四年に入滅しているので、その尋忠が承元四年に書き遺した「記録状」とは、実質的には入滅を前にして書かれた譲状（処分状）であったとみられる。そしてその譲状には、東門院は尋忠から「大納言□□」→「宰相君行遍」との順序で相承するよう記述されているというのである。

「大納言□□」とは、尋恵のことであろう。尋恵は俗系が不明ながら、文治元年の維摩会で研学を務め、「大納言公」と称されていたことが知られる。[47] 建久六年三月一二日に執行された東大寺供養の納衆の中に「尋恵法橋」の名がみえ、[48] 正治元年（一一九九）の近衛家実任右大臣、及び元久元年（一二〇四）の九条良経の任太政大臣の際に参賀した興福寺僧の中にも「法眼尋恵」とみえる。[49] また、寛清（弼得業）から「尋恵大納言法印」に生馬庄領主職の三分の一が譲られたとの記事から、[50] 法印にまで昇っていたことが看取される。

廻請では、元暦元年法華会講問廻請写に「尋恵大法師」とみえるのが初見である。[51] 僧綱に昇ってからしばらくは院号で称されず、「大納言法橋」（文治五年～建久九年）や「大納言法眼」（正治元年～建仁三年～一二〇三）と称されていたようであり、概ね尋忠より二、三位程度後ろに位置している。[52] 元久元年になると「大納言」を称する僧綱がみえなくなるが、前年まで尋恵のことと思われる「大納言法眼」が記されていた位置には、代わって「定南院法眼」の名がみえるようになる。[53] 尋恵が「定南院」を称したことは他の史料から確認できないものの、この「定南院」を称する僧は法印にまで昇っているから、[54]「定南院」＝尋恵である可能性は充分にあると考えられる。

一方「宰相君行遍」の名は、管見の限り建保六年（一

二一八）の慈恩会の廻請に「行遍擬得業」とあるのが初見である。[55] 以後の廻請にもその名が散見されるが、安貞二年（一二二八）に春日八講の春季季行事を務めた記事（「行遍律師」[56]）を最後に、史料上でその活動を確認できなくなる。

それでは、尋恵や行遍は実際に尋忠の遺言通りに東門院を相承することができたのであろうか。結論から述べてしまえば、事態はそのようにうまくは運ばなかったようである。

【史料五】『簡要類聚鈔』第一

池尻庄

当庄者、本領主寄附之地也、段別三升米為院家御年貢弁済之、被宛置龍花院三昧堂（一乗院々主、御骨被納之）、其外法務（頼信）御房御忌日供料被下行之、納所ハ別相伝之、当時ハ訓実（春学房）得故継尊（光縁房東金堂衆）之譲致其沙汰者也、於領主職者、故行遍律師得東門院法印（尋恵）之譲知行之処、行遍侍法師殺害件庄民之時依有同意之科、永被収公了、

『簡要類聚鈔』第一は、歴代の一乗院門跡をその略歴とともに掲げた後に一乗院領を列挙しており、本記事はその一乗院領の記事に含まれる。「池尻庄」とは、【史料四】に「□[1]乗院御領池尻御庄」とみえる庄園と同一の庄園であろう。

注目したいのは後半部分の領主職（領家職）に関する記述である。すなわち、領主職は行遍律師が東門院法印尋恵から譲られて知行していたが、侍法師が池尻庄民を殺害した際、その殺害に行遍も同意していたことにより、領主職は一乗院門跡に没収されたという。【史料四】で池尻庄は、東門院の別相伝領とされていたが、実際には尋恵知行の後に行遍の手に渡り、そして行遍が罰せられたことにより一乗院領になったのである。

尋恵については、「東門院法印」と呼称され、しかも東門院領であった池尻庄を行遍に譲っている（すなわち、尋恵は東門院領を管領する立場にあった）ことから、実際に東門院を相承したと考えて良いであろう。しかし行遍については「東門院」を冠称されておらず、その呼称から僧官位も律師止まりであったとみられる。おそらく行遍は、安貞二年に春日八講春季季行事を務めてから程なくして死去、もしくは没落したのであろう。

それでは東門院主職は尋恵から誰に相承されたのであろうか。実は、【史料四】に引用されていた尋忠の遺言は、尋忠入滅後早々に破られていたようなのである。そ

のことを廻請から確認したい。

承元四年の尋忠入滅後、東門院の名で呼称される僧が廻請に現れるのは、建保二年になってからである。[57]「東門院已講」と称されるこの僧は、公縁のことであるとみられる。

公縁は藤原（西園寺）実明の息男で、尋忠や雅縁の弟子である。[58]承元元年に維摩会研学を務め、建暦三年（一二一三）には維摩会講師を務めた。[59]建保三年には春日八講の秋季季行事を尭円得業とともに務めているが（「公縁已講」）、[60]その季行事を務める以前の未季頭衆であった時に、水田三反を質として季頭米を東大寺僧聖俊に貸与している。[61]結局、貸与された季頭米を聖俊が弁済できなかったため水田は質流れとなったが、その際の流状に「東門院之御季頭米」[62]と書かれ、またその水田の売券に「東門院之已講御房御季頭米」[63]とあることから、建保年間に公縁が「東門院已講」と称されていたことは間違いない。東門院は、尋忠入滅後に尋恵を経て公縁に相承されていたのである。

しかしここで一つ疑問が浮かぶ。それは、なぜ公縁が東門院主になれたのかということである。公縁は尋忠の弟子であるが、【史料四】に引用された尋忠の譲状では、東門院の相承者としてその名を挙げられてはいない。加えて、その譲状において指名された行遍の活動が確認できなくなるのは、公縁が史料上で東門院を冠称される以後のことであるから、行遍の死去（もしくは没落）をその理由とすることもできないであろう。

そこで注目されるのが、代々の大乗院門跡の譲状や置文を取り上げて門跡相承について論じた安田次郎氏の次のような指摘である。すなわち安田氏は、大乗院門跡の相承に際して先代からの譲状は必須のものではなかったこと、それにもかかわらず譲状が作成された場合があるのは、複数の門跡相承候補者が競合していて門跡相承が順調に行えない状況にあったからであると指摘したのである。[64]この安田氏の指摘に基づけば、尋忠による譲状の存在は、当時東門院主の相承に際して何らかの不安要素が存在していたことを暗示していると考えられよう。

それではその不安要素とは何か。あくまで推測に依らざるを得ないが、考えられるのは、行遍と公縁による後継者争いである。

おそらく、尋忠の次代の東門院相承者として予定されていたのは、行遍であろう。しかし尋忠入滅時の行遍はまだ若年であったため、[65]行遍までの中継ぎとして、すで

に定南院を称していた尋恵が東門院主に指名されたのではないか。尋忠は、行遍以外の人物、具体的には公縁による院主職相承を危惧していたのである。

では尋忠に院主職相承の不安を抱かせた公縁の力とは、どのようなものであったのであろうか。

ここで想起すべきは、公縁が尋忠の弟子であるとともに、雅縁の弟子でもあったということである。雅縁は鎌倉初期の興福寺において四度別当を務め、朝廷で権勢を誇った源（土御門）通親を弟に持っていた。後鳥羽院とも深い繋がりがあり、単なる興福寺僧としてだけではなく院近臣としての側面も有していたとされる[66]。公縁は、その雅縁が建保六年に興福寺別当を退任に追い込まれた際に、雅縁の「近習僧綱」の一人として大衆から衆勘に処されているが（前述）、その一件からも雅縁と公縁の強い結び付きが窺えよう。

そして尋忠が入滅した承元四年当時の興福寺別当が、その雅縁なのである[67]。興福寺において名実ともに権力の頂点にあった雅縁が自らの弟子の立身出世を図り、公縁の東門院相承を強力に支援した可能性は充分考えられよう。そのような状況に危惧を抱いた尋忠は、尋恵を経由した行遍への院主職相承を意図し、譲状を作成したのではなかろうか。

もちろん、前に触れたように、【史料四】に引用された尋忠の譲状なるものが捏造されたものであった可能性も否定できない。しかしその場合においても、尋忠入滅のわずか数年後に尋恵から公縁に院主職が譲られていることは紛れもない事実であり、その院主職相承の背景に、雅縁による影響力の行使があったと推測することは充分可能であろう。

いずれにせよ、東門院主職は尋忠から尋恵を経て公縁に相承された。東門院相承後、公縁は順調に薦次を上昇させ、元興寺別当や興福寺別当にも補任されている[68]。廻請における終見は建長四年（一二五二）であり[69]、文永二年（一二六五）二月二〇日に入滅した[70]。

そして公縁の入滅後に東門院を相承したのは、公縁と俗縁を有する実修であった。鎌倉後期頃から有力な院家は特定氏族により相伝されていくことがすでに指摘されているが[71]、東門院も公縁の出身一門である閑院流藤原氏、特に洞院家出身者により相承されていくことになる。次章では、その閑院流藤原氏による相承についてみていきたい。

第三章　鎌倉期～室町前期の東門院
―閑院流藤原氏による相承―

公縁から東門院を相承した実修は、公縁の従兄弟にあたる西園寺公経の孫で、洞院実雄の息である（左掲**東門院相承系図**参照）。『尊卑分脈』にも「法印権大僧都、公縁僧正資、東門院」とあり、[72]実修が公縁の弟子となり東門院を相承したことが確認できる。

廻請では、実修の名は建長五年（一二五三）から確認できる（「実修擬得業」[73]）が、東門院を冠称されるのは正嘉二年（一二五八）になってからであり（「東門院法眼」[74]）、正安二年（一三〇〇）を終見とする（「東門院法印」[75]）。先代の公縁は約三八年間もの長きにわたって東門院主の立場にあったが、実修の在職はそれよりも長く、四〇年以上に及んだ。しかし公縁のように興福寺別当を務めることもなく、僧侶としては公縁ほど大成しなかったようである。

実修の跡を相承したのは、「実修法印資」[76]と記される良守である。洞院公守の息で、実修の甥にあたる。[77]廻請での初見は正安三年であるが、実修と同様に当初は東門

東門院相承系図（**太字**は東門院主職相承者）

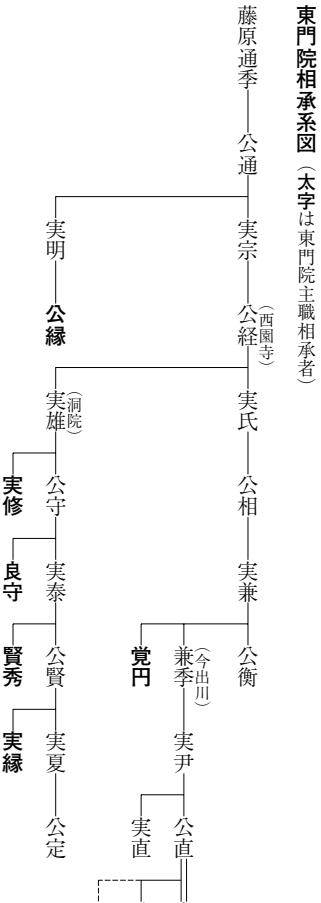

※主に『尊卑分脈』によって作成。ただし円尋については、公行の兄弟とみられるが（本稿注(107)）、実直の養子となった公行からみて、円尋が実弟となるのか義弟となるのか確定できないため、このような表記をしている。

院を冠称されておらず（「良守擬得業」）[78]、延慶元年（一三〇八）になってはじめて「東門院法眼」の名で呼称されるようになる[79]。

ただ、良守は実修から直接東門院を相承したわけではないらしい。というのも、天理大学附属天理図書館に所蔵されている保井本『興福寺院家伝』[80]において歴代の東門院主として挙げられている人物の中に、「前法務大僧正覚円　徳治三年」とみえるからである。

覚円は西園寺実兼の息である（前掲**東門院相承系図**参照）。東北院主職を相承し、興福寺別当を二度務め、さらに法務や大僧正にも叙任された高僧で、「年来威勢、両門（＝一乗院・大乗院）殆不能左右」と称されたほどの人物であった[81]。また『春日権現験記絵』の成立に重要な役割を果たした人物としても知られている[82]。保井本『興福寺院家伝』に記されている徳治三年（改元して延慶元年）当時、覚円は東北院主で法印権大僧都に補任されており[83]、延慶元年の廻請にみえる「東門院法眼」とは同一人物ではない。つまり、良守が東門院主となる直前まで、東北院主であった覚円が東門院主を兼任していたと考えられるのである[84]。おそらく覚円は、良守が院主を務められるまでに成長するまでの中継ぎとして院主職を相承したのであろう。

良守は、延慶二年には権少僧都に補任されている[85]。しかし応長二年（一三一二）を最後として、史料上から姿を消してしまう[86]。詳細は不明であるが、『尊卑分脈』に「遁世禅、空覚」とあることから[87]、興福寺から没落して遁世僧となったようである。

良守没落の後、しばらくの間廻請から東門院の名はみえなくなる。その間の東門院の様子については一切不明であるが、再び覚円が東北院主と東門院主を兼任していた可能性も考えられよう。

応長二年以後、再び東門院の名が廻請に現れるのは、元徳二年（一三三〇）になってからである[88]。「東門院法眼」と呼称されるこの僧は、賢秀のことであるとみられる。

賢秀は洞院実泰の息で、公賢の弟、良守の甥にあたる（前掲**東門院相承系図**参照）。賢秀自身の廻請における初見は元応二年（一三二〇）であり[89]、以後元徳元年一〇月日付の廻請まで「賢秀得業」や「賢秀大法師」として散見されるが[90]、同年一二月二三日付の文書に賢秀のことと思われる「東門院太政得業御房」という呼称がみられることから[91]、元徳元年末に東門院主に就任したと思しい。

しかし賢秀が東門院主であった期間については、南北朝時代の廻請の残存状況があまりよくないこともあり、確定させることが難しい。元徳二年以後、康永二年（一三四三）まではほぼ毎年廻請が遺されており、[92]「東門院法眼」の名称も確認できる。しかし康永三年から観応元年（一三五〇）までは廻請が欠失しており、その後の廻請も観応二年・文和二年（一三五三）・貞治六年（一三六七）というように断片的にしか遺されていない。[93]これらのうち東門院の存在が確認できるのは文和二年と貞治六年の廻請であり、さらに文和二年の廻請については、賢秀の次代の東門院主とみられる実縁の名もみえている（「実縁大法師」）。よって同年の廻請にみえる「東門院法眼」は、賢秀のこととみなされる。また、貞治六年の廻請にみえる「東門院法眼」は、藹次が文和二年時より一一も後退しているので、文和二年時の「東門院法眼」とは同一人物ではないと思われる。おそらく実縁が東門院主職を賢秀から相承し、そのように称されているのであろう。

同時期の東門院について、廻請以外の史料からも探ってみたい。

文和二年、東門院の使者が「有申長者（＝二条良基）事」として北朝の洞院公賢を尋ねている。[94]当時の東門院主は公賢の兄弟である賢秀であるから、両者の間には日頃から交流があったとみられる。延文二年（一三五七）には、「賢秀法眼状」により、一乗院と大乗院との間で勃発した合戦についての詳細が公賢の許にもたらされている。[95]また、応安三年（一三七〇）の大乗院門跡教信の法華会遂業にあたって「世俗勤仕」をした僧の中に、「賢秀法眼」の名を見出すことができる。[96]元徳二年以来四〇年間も法眼のままでいるというのはかなり異例であるが、『尊卑分脈』にも「法眼、東門院」と記されているように、[97]法眼が賢秀の極位であったのであろう。

ところが、賢秀はその入滅まで東門院主の地位にあったわけではない。そのことは先述の貞治六年の廻請からも明らかであるが、さらに検討してみよう。

文和三年、興福寺別当の地位にあった大乗院門跡孝覚は、東門院領相楽庄に「実縁得業」が雑掌を派遣することについて、三宝院賢俊に対して書状を出した。[98]おそらく賢俊を通じて幕府の了解（支援）を得るためであろう。[99]実縁は東門院を冠称されていないが、東門院領の支配に乗り出している点からみて、すでに東門院主の地位にあったと考えられる。

延文元年頃には、同じく相楽庄について、勅裁に背いて年貢を難渋する沙汰人・百姓等を譴責し、「東門院新法眼御房」の支配を認める院宣が出されている。[100]「東門院新法眼」とあるから、この「東門院新法眼御房」は元徳二年以来法眼であった賢秀ではあり得ず、実縁のこととみるべきである。また、翌延文二年に一乗院前門跡実玄が奈良を攻撃して大乗院門跡孝覚を菩提山に追った際にも、「東門院新法眼御房」が菩提山に逃れたという情報が公賢の許にもたらされている。[101] 公賢は実縁の父であるので（前掲**東門院相承系図**参照）、特に実縁に関する情報が寄せられたのであろう。

つまり、元徳元年以来賢秀が東門院主であったが、文和三年（もしくは、遅くとも延文元年まで）には実縁が東門院主になっていたと考えられるのである。ただ、賢秀の生前に院主職の相承がなされた理由は不明である。

再び廻請の検討に戻ろう。貞治六年の次に確認できる廻請は、応安四年（一三七一）のものである。[102] しかし後欠で、東門院の名の存否は分からない。再び長期の欠落期間を経た後に確認できる永徳四年（一三八四）の廻請に東門院の名はみえず、[103] 嘉慶二年（一三八八）になってようやく「東門院法眼」の名を見出すことができる。[104]

しかしこの「東門院法眼」は実縁のことではない。なぜならば、実縁の次の東門院主とみられる円尋の名が至徳二年（一三八五）の廻請にみえ（「円尋大法師」）、[105] 嘉慶二年の「東門院法眼」はその円尋のことを指していると思われるからである。また大僧都を極官として早世したとされる実縁が、[106] 延文元年以来三〇年以上も法眼のままであったとは少し考え難い。おそらく永徳四年の廻請以前に、実縁は入滅してしまっていたと思われる。

円尋は今出川公行の兄弟である（前掲**東門院相承系図**参照）。[107] 右で述べたように廻請では至徳二年からその活動を確認でき、院主職相承は嘉慶二年頃とみられる。その後円尋は興福寺内で昇進を重ね、応永七年（一四〇〇）には権別当に、さらに応永一二年には別当にまで登り詰めた。[108] 東門院から別当補任者を輩出するのは（東北院と兼帯の覚円を除き）鎌倉時代の公縁以来のことである。

円尋は応永二五年頃までは生存していたとみられる。[109] また次に掲げる史料は、円尋入滅に関する記事として知られるものである。

【史料六】『看聞日記』応永二七年五月一〇日条

十日　雨降、東門院公尋法眼（前左府息）、今月四日円寂云々、

自菊第(京)只今申之、迷惑不便無極、其人躰穏便之上、学問器用之間、有若学生之誉云々、弥惜事也、腹病持病之間、去春興盛、為療治上洛、菊第ニ暫居住、聊取直之間下向、此間再発、遂及大事云々、老少不定、今更被驚、哀傷無極、

右の記事中、『図書寮叢刊』による翻刻では、「公尋」と書かれた部分は円尋の誤りであるとされ、標出記事も「東門院円尋入寂」となっている。[110] しかし「前左府（＝今出川公行）[111] 息」とあることから、円尋のことではなかろう。またその後に続く文章も「有若学生之誉」とか「老少不定、今更被驚」と書かれており、若くて有望な僧侶の早すぎる死を悼んでいることがわかる。円尋の生没年は不明であるが、先述のように至徳二年の廻請にその名を確認でき、また別当も経験していることから、今回の貞成の歎きには当たらない。ゆえに【史料六】は円尋の入滅記事ではなく、公尋の入滅記事とみるべきである。

公尋は【史料六】にもあるように、今出川公行の息である。応永二六年時には「公尋大法師」と呼称されているが、[112]【史料六】では「東門院公尋法眼」と呼称されている。おそらく応永二六年から二七年の間に、円尋から公尋へ東門院主職が相承されたのであろう。応永二四年の維摩会では一九歳で研学を務めているので、[113] 公尋の生年は応永六年となる。すなわち応永二七年の入滅時は二二歳であり、【史料六】での貞成の悲嘆とも符合する。

ところで、この実縁から円尋・公尋の相承で注目すべき点がある。それは、院主の出身家が変化したことである。すなわち、鎌倉時代の実修以来、東門院は洞院家出身者によって相承されてきた。それが、南北朝末期に至ると今出川家出身者が二代にわたって相承しているのである。前述のように、鎌倉後期以来興福寺内の院家はそれぞれの貴族の家産と化していたため、特に南北朝の戦乱で疲弊した貴族達にとって、所領が付随した院家の相承権というのは容易に手放し難いものであった。それなのになぜ洞院家は東門院主職を手放してしまったのであろうか。

その疑問を解く手がかりは、世俗社会における洞院家の盛衰にあると考えられる。

洞院家は、京都周辺に散在する左馬寮領半分をはじめとして、丹後半国や尾張・遠江に所在する御厨を知行地として朝廷から安堵されていた。しかし南北朝の争乱により京都近辺に位置しない所領は次第に不知行化してい

ったため、左馬寮領が洞院家領の中核をなすようになっていった。[114]

ところが永徳二年に至って洞院家は、その左馬寮領を足利義満により没収されてしまうのである。

事の発端は、洞院家当主公定が懺法の場において「荒言」を吐いたことにあった。そしてそれを不快とした義満により、洞院家は「家門領以下悉以」没収されてしまう。「此外家領等大略飛行」していた洞院家は、家領の核を成す左馬寮領まで喪失したことにより「一家之滅亡」の危機に陥り、衰退してゆくのである。[115]

このような洞院家の没落が、南都における東門院の相承にも影響を及ぼしたのではなかろうか。しかも公定から没収された左馬寮領は、義満の計らいによって今出川公直に与えられている。[116] 改めて指摘するまでもなく今出川家は、洞院家に代わって東門院主を輩出するようになった一族である。左馬寮領の知行者の変化と東門院主職の相承の変化は、密接に関連する出来事であったと考えられる。

東門院主職の相承の変化は、永徳二年に起きた洞院公定の没落によって引き起こされた可能性が高い。これにより鎌倉期以来続いた洞院家出身者による東門院主職相承は断絶し、以後洞院家出身者が東門院主となることはなかったのである。

第四章　東門院相承の転換期
―光尋～孝祐による相承―

洞院家に代わって東門院を家産とした今出川家であったが、その状態は長くは続かなかった。公尋の入滅後、東門院主となった人物については不明で、廻請にもその名を確認することができない。公尋入滅の翌年、今出川家は疫病の流行により公行や公富を失い、「左府子孫（今出川公行）忽断絶、家門已滅亡歟」[117]という状況であったから、一族から東門院主を輩出することは不可能であったと考えられる。ここに鎌倉初期より二〇〇年以上にわたって続いていた閑院流藤原氏による東門院主職の相承は、終焉を迎えるのである。

それでは、東門院主には誰が就任したのであろうか。

応永二九年二月、「南都東門院坊人」筑前（元・慶千代）が貞成の許を訪れている。筑前は貞成にとって、「故僧正」（＝円尋）が上洛して今出川家を訪れた際に「連々見馴者」であったという。[118] この記事から、院主について知ることはできないが、院家としては相続してい

たらしいことが窺える。

しかし、永享元年（一四二九）九月に催行された将軍足利義教の南都下向に際して、義教に対して引物を進上した院家の中に東門院の名は見当たらない[119]。また、春日八講の副曳について興福寺の良家達が提出した注進状にも、東門院主らしき人物の名は見出せない[120]。よって院家としては存続しながらも、院主職は他の院主により兼帯されていた可能性が考えられよう。

永享五年になると、再び独自の東門院主が立てられたようである。『看聞日記』永享五年一月一四日条に、東門院某が貞成の許に挨拶に訪れたことが記されており、しかも「初参也」と書かれている。おそらく東門院某は、院主就任後はじめての挨拶を貞成に対して行ったのであろう。永享七年に他の院家とともに貞成に対して歳末の挨拶をしている「東門院」も、この東門院某と同一人物とみられる[121]。

それではこの東門院某とはどのような人物なのであろうか。東門院某の実名については、次に掲げる記事が参考になる。

【史料七】『雑事記』寛正五年（一四六四）八月九日条

一、仏地院家事、本願者上人御房之御弟子ニ良盛僧正是也、其後院家相続如形、先途以上無之、年久成広野了、孝俊僧正再興之、相承次第又如此、

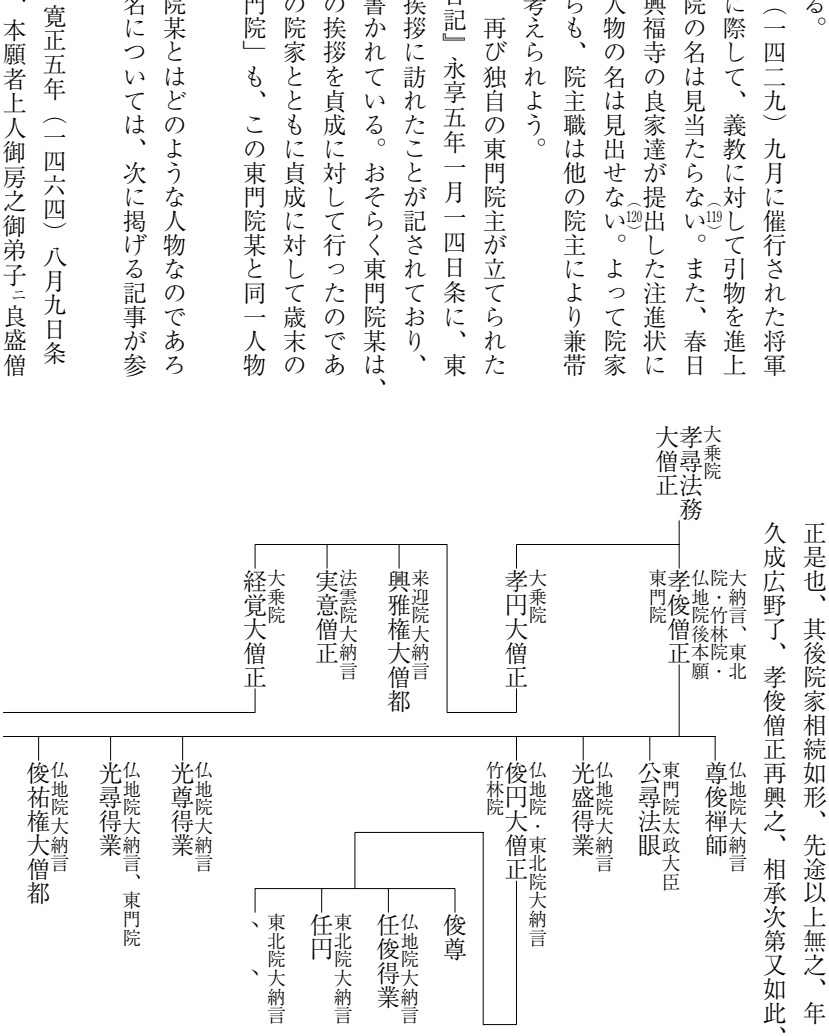

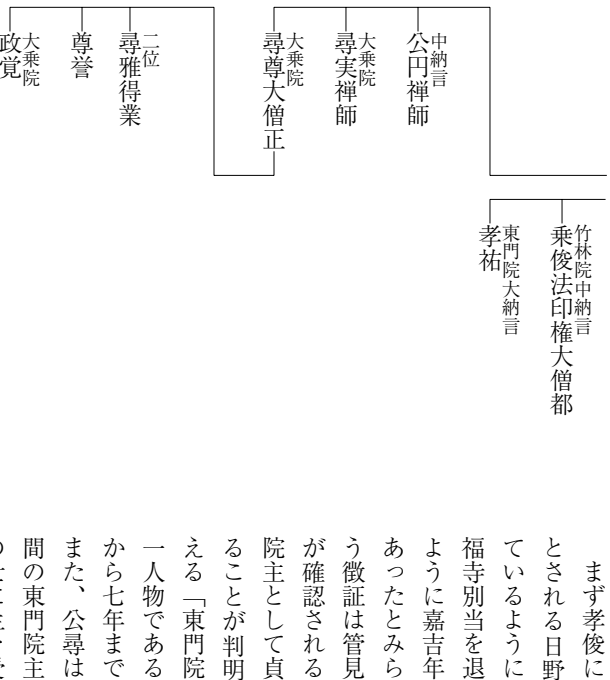

この記事は、孝俊が仏地院を再興したことに関連して、仏地院の相承と孝俊周辺の血脈次第を尋尊が書き記したものである。ここで「東門院」と注記されている孝俊・公尋・孝祐・光尋が、永享年間にそれぞれどのような立場にあったのかを検討してみよう。

まず孝俊についてみてみたい。孝俊は「南方日野息」とされる日野流出身者である。(122)【史料七】で尋尊が記しているように仏地院の中興本願であり、応永二六年に興福寺別当を退任して後に僧正に叙されている。(123)後述するように嘉吉年間（一四四一～一四四三）には東門院主であったとみられるが、永享年間に東門院主であったという徴証は管見の限り得られなかった。しかも東門院の名が確認される『看聞日記』の永享七年の記事では、仏地院主として貞成に挨拶しており、東門院主とは別人であることが判明する。(124)『看聞日記』の永享五年の記事にみえる「東門院」と同七年の記事にみえる「東門院」が同一人物であると仮定すれば、孝俊は少なくとも永享五年から七年までは東門院主ではなかったと考えられよう。また、公尋は既述の通りすでに入滅しているため永享年間の東門院主には該当せず、後述するように孝祐も、この世に生を受けたばかりのため該当しない。残る光尋については、【史料七】から孝俊の弟子で「仏地院大納言」と呼称されていたことがわかるものの、永享二年の廻請に「光尋大法師」とみえること以外、(125)俗系なども全く不明である。しかし法名に「光」の字を使用していることから、孝俊と同様に日野流出身者の可能性が考えら

れる。[126] 室町時代の興福寺の院家には日野流である日野家や広橋家、烏丸家などの出身者が多数入室しており、[127] 今出川家から院主を迎えられなかった東門院が、他の院家と同様にそのような家から院主を迎え入れたということは充分考えられることである。

右で検討した四人のうち、永享五年の時点において東門院主であった可能性があるのは光尋だけである。さらに光尋が孝俊の弟子であることを踏まえれば、公尋入滅後しばらくは仏地院主であった孝俊が東門院主を兼帯していたが、永享五年頃に師資相承の形をとって光尋が東門院主になったと推測される。

ところが、光尋が院主であったのは非常に短い期間であった。

【史料八】『看聞日記』永享八年七月一八日条

（前略）抑聞、南都東門院無主也、仍自公方光明院（足利義教）（隆秀）ニ被下云々、此門跡窮困無極、仍被下云々、鷲尾中（鷲尾隆遠）将親昵云々、

右の記事によれば、永享八年七月当時、東門院には院主がいなかったらしい。そこで将軍足利義教が窮困していた光明院隆秀を院主に据えたというのである。前述のように光尋については不明な点が多いが、永享八年七月以前に光尋が入滅、もしくは没落したために、東門院主が不在となってしまったのであろう。

光尋に代わって院主となった隆秀は、鷲尾隆敦の息である。[128] 東門院主職を「公方」から与えられたとあることからも窺われるように義教から重用されており、翌永享九年には上首（権別当）の実意を超越して興福寺別当に補任された。[129]

ところが、嘉吉元年六月二四日に足利義教が赤松満祐によって暗殺されると、[130] 南都においてそれまで義教の権勢を背景に行動していた者たちに対して、興福寺僧の不満が爆発した。

義教の死去から五日後の六月二九日、六方衆を中心とする興福寺勢は、東大寺に対して発向した。[131] 義教と関係が深く、興福寺と対立することも多かった東大寺西院大夫法眼見賢を討伐するためである。その結果見賢は没落し、見賢が奈良において所有していた莫大な財産も興福寺に没収された。[132]

しかし六方衆の怒りは、それだけでは収まらなかったのである。

【史料九】『大乗院日記目録』嘉吉元年七月一〇日条

十日、六方蜂起、東門院坊事、如元可被返付仏地院之

由、問答隆秀僧正畢、可返渡云々、此間儀者、
為上意故無力云々、
次寺務職事、可被辞退之由同申之、得其意云々、
（下略）

見賢の討伐が終わってから日も浅い七月一〇日、再び六方衆が蜂起した。しかし今回の蜂起は東大寺や見賢に対するものではなく、当時興福寺別当の地位にあった隆秀に対するものであった。その蜂起で六方衆は、隆秀に対して東門院を仏地院に「如元」く返付することと寺務を退くことを要求し、隆秀はそれらをいずれも了承したというのである。

【史料九】で注目されるのは、東門院に関する記述である。すなわち、東門院を仏地院に「如元」く返付せよということは、隆秀が永享八年に東門院主に就任する以前、東門院は仏地院の管理下に置かれていたことを意味している。先ほど公尋入滅後は仏地院主である孝俊が東門院主職を兼帯し、その後その弟子の光尋へと院主職の相承がなされたと推測したが、今回の六方衆による要求は、その推測を裏付ける。つまり東門院は、長年にわたる閑院流藤原氏出身者による院主職の相承が断絶した後、仏地院の庇護の下で存続していたと考えられるのである。[133]

かかる状況により、孝俊は再び東門院主職を兼帯したとみられるが、まもなく入滅してしまう。[134] その後仏地院主職は俊祐（烏丸豊光息）が相承したが、[135] 東門院主職も相承したかどうかは不明である。[136] しかし、俊祐が東門院の坊舎にしか使用できない室生山の神木を仏地院の坊舎のために使用したことを尋尊が非難しているので、[137] 俊祐が東門院に対して何らかの権利を有していると意識していたらしいことは窺える。

ところがその俊祐も宝徳二年に早世してしまう。[138] 仏地院主職は東北院俊円（裏松重光息）が兼帯することになったが、[139] 東門院主職については一切不明である。

しばらくの史料的空白期間を経て、次に東門院主であることが確認されるのが、小島持言息の孝祐である。[140] 孝祐は永享九年の生まれで、[141] 孝俊の弟子とされる。[142] 享徳元年（一四五二）に受戒し、史料上では長禄二年（一四五八）頃から東門院を冠称されている。[143] 寛正六年に権別当、応仁元年（一四六七）に別当に就任し、僧階も僧正まで昇った。[144]『雑事記』永正元年（一五〇四）六月三日条に孝祐の一周忌が営まれたとの記事があることから、文亀三年（一五〇三）に入滅したことが知られる。

この孝祐の弟子として東門院に迎えられたのが北畠教

具息の孝尊である。孝尊以後も孝縁・孝憲と北畠氏から東門院への入室が相次ぎ、戦国末期に至るまで東門院は北畠氏出身者によって相承されてゆくのである。

おわりに

以上雑駁ではあるが、数百年にわたる東門院主職の相承についてみてきた。これまで明らかにした歴代の院主を表にすると、次のようになる。

このうち、東門院と北畠氏の関係を考えるうえで特に注目されるのは、修円の存在である。前述の通り修円は、室生寺を師である賢憬から受け継いで発展させたことで知られているが、室町期の室生寺は北畠氏との繋がりが深かったとされる[145]。そしてその室生寺近辺に対して東門院は、おそらく修円との縁を根拠として[146]、権益を有していた。すなわち北畠氏と東門院は、室生寺を媒介として繋がる可能性があったのである。

興福寺東門院主一覧（初代から孝祐まで）

出身氏族	院主	初見	終見
	仁秀		
	修円		
藤原氏	尋忠	文治２年(1186)	承元３年(1209)
	尋恵		
藤原氏(西園寺家)	公縁	建保２年(1214)	建長４年(1252)
藤原氏(洞院家)	実修	正嘉２年(1258)	正安２年(1300)
藤原氏(西園寺家)	覚円		徳治３年(1308)
藤原氏(洞院家)	良守	延慶元年(1308)	応長２年(1312)
	(覚円？)		
藤原氏(洞院家)	賢秀	元徳元年(1329)	文和２年(1353)
藤原氏(洞院家)	実縁	文和３年(1354)	貞治６年(1367)
藤原氏(今出川家)	円尋	嘉慶２年(1388)	
藤原氏(今出川家)	公尋		応永27年(1420)
	(孝俊？)		
藤原氏(日野家？)	光尋	永享５年(1433)	永享７年(1435)
藤原氏(鷲尾家)	隆秀	永享８年(1436)	嘉吉元年(1441)
藤原氏(日野家)	孝俊	嘉吉元年(1441)	嘉吉３年(1443)
藤原氏(小島家)	孝祐	長禄２年(1458)	文亀３年(1503)

※表中の空欄は不明であることを示す。
※「初見」「終見」は史料上のそれであり、実際の院主在職期間はそれより前後する可能性がある。

また、長期にわたる閑院流藤原氏出身者による院主職相承が室町期に至って断絶したことも、北畠氏からの入室を可能にした条件の一つであったと思われる。特に孝祐の東門院主職相承は、それまでの東門院主職の相承にとっても、孝祐の次代から始まる北畠氏出身者による相承にとっても、非常に画期的な出来事であった。これらのことについては、すでに紙幅が尽きているので稿を改めて検討することとして、ひとまず擱筆したい。

注

(1) 永島福太郎「公卿子弟の南都寺院進出とその管領」(同『奈良文化の伝流』〈目黒書店、一九五一年〉所収、初出一九三九年)、竹内理三「寺院の封建化」(同『竹内理三著作集』五〈角川書店、一九九九年〉所収、初出一九四九年)など。

(2) 院家の起源については、永村眞「「院家」の創設と発展」(同『中世東大寺の組織と経営』〈塙書房、一九八九年〉所収)参照。

(3) 以上の興福寺院家に関する説明は、前掲注(1)永島氏論文参照。

(4) 『大乗院寺社雑事記』(『増補続史料大成』。以下『雑事記』と略す)文明四年四月一三日条、『東院年中行事記』五(東京大学史料編纂所架蔵写真帳『大乗院文書』〈請求記号六一七一―六五―三三―一三八〉)同日条。

(5) 拙稿「室町時代の「知行主」―「伊勢国司」北畠氏を例として―」(『史学雑誌』一一六―一一、二〇〇七年)。

(6) 『雑事記』文明六年一一月二五日条。

(7) 小林秀「伊勢国司北畠氏の領域支配の一側面―一族衆を中心に―」(藤田達生編『伊勢国司北畠氏の研究』〈吉川弘文館、二〇〇四年〉所収)三頁。

(8) 前掲注(1)永島氏論文。

(9) 富貴原章信「第二回の衰微」(同『日本中世唯識仏教史』〈大東出版社、一九七五年〉所収)。

(10) 高山京子「門跡の組織」(同『中世興福寺の門跡』〈勉誠出版、二〇一〇年〉所収)。

(11) 同史料には複数の異本が存在するが、管見の限りその書誌学的検討はいまだなされていない。本稿では、類本中最も情報量が豊富とみられ、『大日本仏教全書 興福寺叢書二』(潮書房、一九三一年)や『続々群書類従 第二』(続群書類従完成会、一九六九年)にも翻刻されている、六巻本『興福寺別当次第』(東京大学史料編纂所架蔵影写本〈請求記号三〇一六―八〉)を使用した。

(12) 前掲注(1)永島氏論文。

(13) 前掲注(9)富貴原氏論文。

(14) 前掲注(10)高山氏論文。

(15) 永島「南都仏教の後退」(前掲注(1)永島氏著書所収、初出一九三九年)四三一頁。

(16) 福山敏男「室生寺の建立年代」(同『日本建築史の研究』〈綜芸舎、一九八〇年〉所収、初出一九三五・一九三

六年）、前注永島氏論文、猪熊兼繁「修円僧都と室生寺弥勒堂」（『史迹と美術』一一一、一九四〇年）、薗田香融「草創期室生寺をめぐる僧侶の動向」（読史会編『国史論集（一）』〈同会、一九五九年〉所収）、堀池春峰「宀一山図と室生寺」（『日本仏教史学』一一、一九七六年）、逵日出典「室生寺に於ける宗教的個性の成立」（同『室生寺史の研究』〈巌南堂書店、一九七九年〉所収）など。

ただしこのうち逵氏は、複数の説がある修円の別当在任期間について検討する際に、『興福寺別当次第』の修円条に「或本云、弘仁十三年比也、自延暦廿二年至弘仁十三年所経廿年也、其間執行誰人哉云々」とあることを根拠として、延暦二二年（八〇三）から弘仁一三年（八一二）まで修円が別当に在任したとする説があったことを紹介している。しかし、同史料に第三代別当である行賀が延暦二二年に遷化したことが記載されていることを踏まえれば、当該記事の意味するところは「ある本には、『修円の任別当時期は弘仁一三年頃である。修円の前任者である行賀が延暦二二年に遷化後、修円が別当に任じられた弘仁一三年まで二〇年あるが、その間誰が執行であったのであろうか』とある」ということであり、当該記事は修円の任別当期間について述べた記事ではないことが判明する。またこの記事から、「執行」とは、別当職務の代行者のことを指すこともわかる。

(17) 「特発弘誓創建伝法院、安置千仏千塔弥勒浄土、積納大小乗経律論章疏、以為恒転法輪之場、以為鎮護衆生之処、（以上深密会縁起文）」とある。

(18) 前掲注(16)福山氏論文以下の諸論文。

(19) 前掲注(15)永島氏論文。

(20) 『中右記』（『大日本古記録』）承徳二年（一〇九八）一〇月一五日条に、「又伝法院事、件院修円僧都建立後十余代伝来」とある。

(21) このことについては、別稿で改めて触れる予定である。

(22) 『史料纂集』。なお国立公文書館架蔵写真帳（請求記号古二三—三七七）により校訂を行った。

(23) 『興福寺別当次第』慈訓少僧都条。

(24) 『興福寺別当次第』前大僧正雅縁（第三度）条に、「東北院（円宴）・東門院（公縁）争不被制誡申乎」とある。当該時期の別当である雅縁は、姫宮を南都に迎えて「宮御乳母」になろうと画策していたが、興福寺大衆がこれに猛反発し、結局雅縁は別当退任に追い込まれた。その過程で、雅縁の「近習僧綱」であった東北院円玄と東門院公縁が衆勘を受けたことを記したのが本記事である（公縁については後述する）。なお本記事については、安田次郎「雑役免荘園と院家領荘園」（同『中世の興福寺と大和』〈山川出版社、二〇〇一年〉所収、初出一九九〇年）、末柄豊「中世における薬師寺別当職の相承について」（勝俣鎮夫編『寺院・検断・徳政—戦国時代の寺院史料を読む』〈山川出版社、二〇〇四年〉所収）、石附敏幸「承元四年の信円と雅縁」（『堯榮文庫研究紀要』六、二〇〇五年）参照。

(25) 『諸会式廻請写』・『故廻請之写』。本稿では東京大学史料編纂所架蔵写真帳『興福寺史料』（請求記号六一七〇・六五—七）に拠った。

(26) 林文子「鎌倉期における興福寺学衆の法会出仕―『故廻請之写』をめぐって―」（佐藤道子編『中世寺院と法会』〈法蔵館、一九九四年〉所収）、前掲注(24)末柄氏論文。

(27) 寿永二年八月二八日・元暦元年八月二八日及び元暦二年八月一九日付の各法華会講問廻請写（いずれも『故廻請之写』）に東門院の名はない。しかし【史料三】にみえる「東門院法眼」の前後に挙げられている僧の名と、前年の元暦二年の廻請にみえる「長谷寺法眼」の前後に挙げられている僧の名は完全に一致している。また「長谷寺法眼」の名は寿永二年や元暦元年の廻請においても確認されることから、遅くとも寿永二年までには「長谷寺法眼」と呼称されていた僧侶が、文治二年以後に「東門院法眼」と呼称されるようになったと推測される。

(28) 興福寺所蔵（『興福寺典籍文書』第一三函三号）。奥書には、尋尊が長禄二年（一四五八）六月に「宗門御本」を以て書写したものであることが記されている。本稿では、奈良文化財研究所架蔵写真帳（請求記号〇九三．六五―五―四〇―一三．一）に拠った。なお永島福太郎氏は、「室町中期に大乗院尋尊が記したもの」を基に長谷寺別当の一覧表を作成しているが（同『豊山前史』〈総本山長谷寺、一九六三年〉三一頁）、その「室町中期に大乗院尋尊が記したもの」とは、本史料のことであるとみられる。

(29) 『中臣祐重記』（『増補続史料大成』）文治二年八月一一日条、『玉葉』（国書刊行会本）建久二年閏一二月二四日条。中野祥利「平安末期の興福寺禅南院―大乗院宗覚を中心に―」（『堯榮文庫研究紀要』七、二〇〇七年）参照。

(30) 『東寺文書』甲号外三〇号。翻刻は『資料館紀要』一八（京都府立総合資料館、一九九〇年）。同史料の記事が信頼できるものであることは、上島享「中世神話の創造―長谷寺縁起と南都世界―」（同『日本中世社会の形成と王権』〈名古屋大学出版会、二〇一〇年〉所収、初出二〇〇六年）参照。

(31) 『興福寺別当次第』権別当法印玄縁条に、「安元二年丙申三月日補長谷寺別当」とある。

(32) 『尊卑分脈』（新訂増補）『国史大系』）道隆公孫、尋忠項。

(33) 『雑事記』文明六年（一四七四）九月条後付の「法相宗僧綱等」の中に、「尋忠法印（興、研学）　尋範・玄縁弟子」とある。

(34) 『維摩講師研学竪義次第』（中巻）承安元年条（コロタイプ版、吉川弘文館、一九七三年）。ちなみに同条によれば、尋忠は当初、尭詮の代わりとして花山院忠雅息男の忠恵とともに前年の嘉応二年（一一七〇）に研学竪義を務める予定であった。しかし大衆が、維摩会の研学は「良家子」と「修学者」の各一人が遂業すべきであり、二人とも良家出身者というのは先例に背くとして訴えたため、尋忠は辞退を余儀なくされた。翌承安元年の維摩会では、一度は弘永と信宗が研学竪義を務めると定められたものの、後白河法皇がそれを覆し、ようやく尋忠は研学竪義を遂業することができたという。尋忠は兄である信頼と同様に、後白河法皇の庇護を受けていたことが窺われる。

(35) 『維摩講師研学竪義次第』（下巻）養和元年条。前注のコロタイプ版の解題に下巻のみ翻刻が掲載されているが、本稿では東京大学史料編纂所架蔵影写本（請求記号三〇一六―七六）に拠った。ただし同影写本の書名は『維摩会講師研学竪義次第』となっている。

なお、『僧綱補任　残闕』（東京大学史料編纂所架蔵写真帳『僧綱補任』〈請求記号六一一六―三〉）にも尋忠に関する記事が見出せるが、そこでは寿永二年時点では「尊忠」と称しており、翌三年には「尋忠」と改め、さらにその翌年の元暦二年には「尋恵」と称したとある。しかし「尊忠」の名を『維摩講師研学竪義次第』などで確認できず、また「尋恵」という僧は実在するものの、尋忠とは年代が符合しないため、いずれの名も「尋忠」の誤記とみられる。なお、尋恵については後述する。

(36) 建永元年八月二七日付法華会講問廻請写では第一四位に「東門院法眼」の名がみえるが、翌建永二年八月二四日付法華会講問廻請写では「東門院法印」となっており、藹次も第六位に上昇している。（いずれの廻請写も『故廻請之写』）。

(37) 承元三年ヵ八月一六日付法華会講問廻請写。本廻請の本文の年付は承元二年であるが、表書には承元三年とある。また、承元二年付の法華会講問廻請は別に存在することから（承元二年八月二一日付法華会講問廻請写）、本廻請は承元三年のものであり、書写する際に年付を誤ったものと推測される（いずれの廻請写も『故廻請之写』）。

(38) 『承元四年信円記』同年二月二五日条に「尋忠法印入滅了」とある。なお同史料については、『尭榮文庫研究紀要』第六号所収の各論文を参照。

(39) 承元四年八月二五日付法華会講問廻請写（『故廻請之写』）。

(40) 『鎌倉遺文』一三七〇三号。国立歴史民俗博物館架蔵マイクロフィルム『兼仲卿記　自弘安七年十月一日至十一月三十日』（『廣橋家旧蔵記録文書典籍類』、請求記号H六三―七八五）により校訂を行った。

(41) 永村眞「門跡」と門跡」（大隅和雄編『中世の仏教と社会』〈吉川弘文館、二〇〇〇年〉所収）。

(42) 前掲注(32)。尋忠の姉妹が藤原基実に嫁ぎ、基通を産んでいる。

(43) 『山槐記』（『増補史料大成』）治承三年一一月二八日条及び『公卿補任』文治二年条など。

(44) ただし実際に復興の中心となったのは興福寺別当信円であった。安田次郎「中世興福寺と信円」（前掲注(24)同氏著書所収、初出二〇〇〇年）参照。

(45) 『雑事記』文明九年四月二二日条。

(46) たとえば、一乗院歴代門跡の中でも頼信は「法務権僧正」と呼称されているが、伊豆国に流罪になった恵信は「伊豆僧正御房」、菩提山で入滅した信円は「菩提山僧正御房」と呼称されている（『簡要類聚鈔』第一〈『一乗院文書』〉）。『簡要類聚鈔』については、大山喬平「近衛家と南都一乗院―『簡要類聚鈔』考―」（岸俊男教授退官記念会編『日本政治社会史研究』下〈塙書房、一九八五年〉所収）参照。なお本稿では、京都大学文学部日本史

研究室古文書室所蔵原本に拠った。

(47)『維摩講師研学竪義次第』（下巻）文治元年条。

(48)『東大寺続要録』（『大日本史料』同日条収載）。

(49)『猪隈関白記』正治元年八月六日条（『大日本史料』同年六月二二日条収載）、『殿記』元久元年一二月二三日条（『大日本史料』同年一二月一四日条収載）。

(50)『簡要類聚鈔』第一、生馬庄項。

(51) 元暦元年八月二八日付法華会講問廻請写（『故廻請之写』）。

(52) いずれも『故廻請之写』収載の廻請写。

(53) 元久元年八月二二日付法華会講問廻請写（『故廻請之写』）。

(54) 承久元年（一二一九）八月二五日付法華会講問廻請写以後、貞応二年（一二二三）八月二六日付同廻請写まで「定南院法印」の名を確認できる（いずれも『故廻請之写』）。

(55) 建保六年一〇月二三日付慈恩会講問廻請写（『故廻請之写』）。

(56)『類聚世要抄』第一〇（東京大学史料編纂所架蔵レクチグラフ『成簀堂古文書』〈請求記号六八〇〇―二〇〇―八四〉）。なお春日八講や季行事については、稲葉伸道「春日社季頭物と春日八講」（同『中世寺院の権力構造』〈岩波書店、一九九七年〉所収、初出一九九四年）参照。

(57) 建保二年一一月九日付慈恩会上薦出仕結番帳写（『故廻請之写』）。

(58)『維摩講師研学竪義次第』（下巻）承元元年条に、公縁について「実明卿息、尋忠法印弟子、依学師順高律師、又雅縁大僧正弟子」とある。

(59)『維摩講師研学竪義次第』（下巻）同右条ならびに建暦三年条。

(60)『類聚世要抄』第一三（東京大学史料編纂所架蔵レクチグラフ『成簀堂古文書』〈請求記号六八〇〇―二〇〇―八六〉）。

(61) 建保三年七月一〇日付僧聖俊田地流状（『東大寺文書』〈『鎌倉遺文』二一六九号〉）。

(62) 右同。

(63) 建保四年二月日付僧長慧田地売券（『東大寺文書』〈『鎌倉遺文』二二一五号〉）。

(64) 安田「大乗院の譲状・置文」（前掲注(24)同氏著書所収）。

(65) 承久元年に行遍は二八歳で維摩会研学を務めているので（『維摩講師研学竪義次第』（下巻）承久元年条）、尋忠入滅当時は一九歳である。

(66) 前掲注(24)、特に安田氏論文。

(67)『興福寺別当次第』前法務大僧正雅縁（第二度）条。

(68) 元興寺別当在任については『諸寺別当并維摩会天台三会講師等次第』収載「元興寺別当次第」、寛元四年（一二四六）三月一〇日付元興寺別当東門院公縁水田譲状（『春日大社文書』〈吉川弘文館、一九八一年〉二〇六号）を、興福寺別当在任については『興福寺別当次第』権僧正公縁条を参照。なお公縁は、建長二年（一二五〇）一月二一日に別当に補任された後、在任わずか九ヵ月あまりという短期

間で退任している。これは、公縁が師である一乗院門跡実信と「義絶」してしまい、公縁の別当職務遂行が困難になったためのようである（『岡屋関白記』〈『大日本古記録』〉同年一〇月二六日条）。

(69) 建長四年九月一日付法華会講問廻請写（『故廻請之写』）。

(70) 『興福寺略年代記』同年条。

(71) 安田次郎「実玄とその時代」（前掲注(24)同氏著書所収）。

(72) 『尊卑分脈』公季公孫、実修項。

(73) 建長五年一〇月二一日付慈恩会講問廻請写（『故廻請之写』）。

(74) 正嘉二年一〇月二九日付慈恩会講問廻請写（『故廻請之写』）。

(75) 正安二年五月一九日付心経会廻請写（『諸会式廻請写』）。

(76) 『尊卑分脈』公季公孫、良守項。

(77) 伯父（叔父）・甥間の相続は、院家相承において最も一般的な相続方法である。前掲注(71)安田氏論文参照。

(78) 正安三年一〇月日付慈恩会出仕結番帳写（『故廻請之写』）。

(79) 延慶元年一〇月二七日付慈恩会講問廻請写（『故廻請之写』）。

(80) 『保井家古文書』のうち。同書には歴代の東門院主として、円尋・孝祐・孝憲・覚円・孝縁の五名がこの順序で挙げられているが、覚円のほか、円尋・孝祐は室町時代、孝縁・孝憲は戦国時代の東門院主である（後述）。なお本稿では、同館架蔵写真帳『保井家古文書聚成』四五（請求記号二一四．七―五九三―四五）に拠った。また以下で同書について言及する際には、保井本『興福寺院家伝』と呼称する。

(81) 『興福寺別当次第』僧正覚円条・前法務大僧正覚円（第二度）条及び、興福寺所蔵『興福寺院家伝』。興福寺本『興福寺院家伝』は『大日本仏教全書 興福寺叢書二』（名著普及会、一九八〇年）に翻刻されているが本稿では、奈良文化財研究所架蔵写真帳（請求記号〇九三．六五―五―四〇―四七．三）に拠った。なお、興福寺本『興福寺院家伝』と保井本『興福寺院家伝』は、書名は同一ながらその記述内容や方針は大きく異なっている。たとえば、前者は東北院などの有力院家について詳細に記す一方、他の院家についてはあまり言及がないのに対し、後者は簡略な記述ながら多くの院家を取り上げている。

(82) 和田英松「春日権現験記に就いて」（同『国史国文之研究』〈雄山閣、一九二六年〉所収、初出一九一七年）、永島福太郎「「春日権現験記絵」の成立とその時代」（野間清六編『新修 日本絵巻物全集』一六・春日権現験記絵〈角川書店、一九七八年〉所収）、末柄豊「『春日権現験記絵』の奉納をめぐって」（『日本歴史』六九五、二〇〇六年）など。

(83) 徳治三年八月一二日付三蔵会出仕結番帳写、同年閏八月二九日付法華会講問廻請写、延慶元年一〇月二七日付慈恩会講問廻請写（いずれも『故廻請之写』）。

(84) 興福寺において院主職の兼任はよくみられる状況であり、東門院主であった公縁も東北院主を兼任していた時期がある（保井本・興福寺本『興福寺院家伝』東北院項）。
(85) 延慶二年八月三〇日付法華会講問廻請写（『故廻請之写』）。
(86) 応長二年一月日付三蔵会出仕結番帳写（『故廻請之写』）。
(87) 前掲注(76)に同じ。
(88) 元徳二年後六月二日付心経会廻請写（『諸会式廻請写』）。
(89) 元応二年一〇月二五日付慈恩会講問廻請写（『故廻請之写』）。
(90) 正中二年（一三二五）九月九日付法華会講問廻請写や元徳元年一〇月日付慈恩会出仕結番帳写（いずれも『故廻請之写』）など。
(91) 同日付東門院坊官ヵ清寛奉書案（『東南院文書』〈『鎌倉遺文』三〇八三三号〉）。
(92) 建武二年（一三三五）一二月五日付慈恩会講問廻請写、康永二年一〇月二八日付同廻請写（いずれも『故廻請之写』）など。
(93) 観応二年四月七日付三蔵会影供廻請写、観応二年一〇月一五日付慈恩会講問廻請写、文和二年二月一三日付御影供請僧廻請写（いずれも『諸会式廻請写』）、貞治六年一月八日付慈恩会講問廻請（『春日大社文書』一九二号）。
(94) 『園太暦』（『史料纂集』）文和二年五月二一日条。
(95) 『園太暦』延文二年三月九日条。なお当該記事や当該期の興福寺内部での抗争については、前掲注(71)安田氏論文参照。
(96) 『寺院細々引付』（『大日本史料』応安三年雑載〈仏寺〉条収載）。
(97) 『尊卑分脈』公季公孫、賢秀項。
(98) 同年四月一八日付大乗院孝覚書状案（『御挙状等執筆引付』）。本史料は『大日本史料』文和三年雑載（仏寺）条にも収載されているが、そこでは「□[上]東門院領相楽庄」と翻刻されている。しかし国立公文書館架蔵写真帳（請求記号古二六―四九九）で確認する限り、「上」の字の痕跡は認められない。
(99) 当該期における三宝院賢俊の役割については、森茂暁「三宝院賢俊について」（同『中世日本の政治と文化』〈吉川弘文館、二〇〇六年〉所収、初出一九九〇年）参照。
(100) （延文元年ヵ）一〇月一四日付後光厳天皇綸旨（東京大学史料編纂所架蔵影写本『吉田文書』〈請求記号三〇七一・六四―二二―三〉）。
(101) 『園太暦』延文二年一一月五日条。
(102) 応安四年某日付三蔵会影供廻請写（『諸会式廻請写』）。
(103) 永徳四年一月八日付心経会廻請写（『諸会式廻請写』）。
(104) 嘉慶二年一月六日付心経会廻請写（『諸会式廻請写』）。
(105) 至徳二年四月七日付三蔵会影供廻請写（『諸会式廻請写』）。
(106) 『尊卑分脈』公季公孫、実縁項。
(107) 『尊卑分脈』や『三会定一記』（明徳四年維摩会、『大日本史料』同年一二月一六日条収載）によれば公行息

（実富兄弟）であるが、保井本『興福寺院家伝』には「権別当権僧正円尋（菊亭右大将舎弟）」とある。公行は右大将に補任されているが（『公卿補任』応永六年条）、実富は補任されないまま死去している。したがって「菊亭右大将」は実富のことではなく公行のこととなり、円尋も公行の兄弟ということになる。

また、『看聞日記』（『図書寮叢刊』）応永二五年（一四一八）二月二七日条には「東門院（左府舎兄）」という表現がみられる。この「東門院」については円尋であると確定できないものの、前後の文脈から「左府」は公行のことであることがわかる。『看聞日記』記主貞成親王は、幼少の頃から応永一八年に四〇歳で元服するまで今出川家に居住しており、今出川家の事情には精通していたとみられるから、同時代史料にある本表現は信頼できるものである。よって公行の兄弟が東門院主であったことは間違いなく、さらに円尋を公行の兄弟とする記述が保井本『興福寺院家伝』にみられることから、東門院主であった円尋は公行の兄弟であったと考えられる。なお貞成親王や『看聞日記』については、横井清『室町時代の一皇族の生涯『看聞日記』の世界』（講談社学術文庫一五七二、二〇〇二年、初出一九七九年）参照。

（108）『興福寺別当次第』僧正実恵条・権僧正円尋条。

（109）前掲注(107)。

（110）『図書寮叢刊　看聞日記』二（宮内庁書陵部、二〇〇四年）四五頁。

（111）前掲注(107)。

（112）応永二六年一月日付心経会廻請写（『故廻請之写』）。

（113）『三会定一記』（応永二四年維摩会、『大日本史料』同年一〇月一六日条収載）。

（114）南北朝・室町期の洞院家領については、末柄豊「洞院公数の出家―東山御文庫本『洞院家今出川家相論之事』から―」（田島公編『禁裏・公家文庫研究　第一輯』〈思文閣出版、二〇〇三年〉所収）が詳しい。

（115）前注及び『荒暦』永徳二年一〇月一六日・二三日条。なお『荒暦』の書誌情報と翻刻については、桃崎有一郎「史料紹介『荒暦』永徳元年・二年記の翻刻」（『年報三田中世史研究』一二、二〇〇五年）参照。

（116）『荒暦』永徳二年一〇月二三日条。

（117）『看聞日記』応永二八年八月九日条。なお、公行息であり公富の実父であった実富は、「公武時宜不快」（同条）のため、今出川家の相続を認められなかった。『公家事典』（吉川弘文館、二〇一〇年）閑院流今出川家解説参照。

（118）『看聞日記』応永二九年二月二三日条。

（119）『室町殿御翫延年等日記』（内閣文庫蔵）。同書の解題と翻刻については、藝能史研究會編『日本庶民文化史料集成』第二巻　田楽・猿楽（三一書房、一九七四年）参照。

（120）永享三年九月一一日付とみられる連署状には、空俊（喜多院主）・堯照（不明）・重覚（西南院主）・貞兼（松林院主）・兼堯（慈恩院主）・俊円（東北院主）・実意（法雲院主）・隆秀（光明院主）・良雅（勝願院主）・守能（禅光院主）・覚雅（密厳院主）・兼昭（松洞院主）・隆雅（北

戒壇院主）・孝俊（仏地院主）・円暁（東院主）などが署名している（括弧内に示した院主在職の徴証については煩雑になるので省略した）。

(121)『看聞日記』永享七年一二月二六日条。

(122)『大乗院日記目録』（『増補続史料大成』）嘉吉三年（一四四三）一一月六日条に、「仏地院僧正孝俊法隆寺別当入滅了、此孝俊ハ南方日野息也、大乗院大僧正孝尋之弟子也、仏地院中興也」とある。

　ちなみに孝俊の出自について、『尊卑分脈』は裏松資康息としている。一方『興福寺別当三綱系図』（東京大学史料編纂所架蔵謄写本〈請求記号二〇一六―二五九〉）は、日野資朝―郡光―資義―孝俊と繋げている。また『興福寺三綱補任』（『続群書類従』〈第四輯下　補任部〉）も孝俊を資朝の子孫としており、『大乗院日記目録』の「南方日野息」の所伝と符合する。ゆえに孝俊の出自は資朝の子孫であり、興福寺に入室するにあたって資康の猶子とされたのではないかとも考えられるが、推測の域を出るものではない。

(123)　興福寺本『興福寺院家伝』東北院条孝俊項。

(124)　前掲注(121)の記事において「仏持院」とあるのが「仏地院」のことであり、仏地院主であった孝俊を指している。

(125)　永享二年一月日付心経会廻請写（『諸会式廻請写』）。

(126)　末柄豊氏の御教示による。その例としては、東院光暁（後に円暁、広橋仲光猶子）・松林院光雅（広橋仲光猶子）・東北院光円（後に俊円、裏松重光息）・修南院光憲（もと宣暁、広橋兼宣息）・西南院光淳（裏松重政息）などが挙げられる。

(127)　前掲注(1)永島氏論文、森由紀恵「室町時代における興福寺の良家」（『奈良歴史研究』五六、二〇〇一年）。

(128)『尊卑分脈』末茂孫、隆秀項。

(129)『興福寺別当次第』法印権大僧都隆秀条。しかし、権別当を経ずに別当に就任できるのは慣例的に一乗院・大乗院の両門跡のみであったため（『経覚私要鈔』〈『史料纂集』〉宝徳二年〈一四五〇〉三月二九日条、『建内記』〈『大日本古記録』〉嘉吉元年八月一六日条）、今回の隆秀の別当補任は「凡人直任希有也」（『興福寺別当次第』同条）とか「希有新儀也」（『大乗院日記目録』永享九年一二月一二日条）などと非難されている（なお「凡人」とは、非清華家出身の良家僧のことである。前掲注(10)高山氏論文参照）。

(130)『看聞日記』嘉吉元年六月二四日・二五日条。

(131)　六方衆については、渡辺澄夫「興福寺六方衆の研究―とくに発生と性格について―」（同『増訂　畿内庄園の基礎構造　下―特に均等名庄園・摂関家大番領番頭制庄園等に関する実証的研究―』〈吉川弘文館、一九七〇年〉所収）や稲葉伸道「興福寺寺僧集団の形成と発展」（前掲注(56)同氏著書所収、初出一九八八年）参照。

(132)『大乗院日記目録』嘉吉元年六月二七日・二九日条。なお本件については、永島福太郎「金融業の一僧」（『日本歴史』一三、一九四八年）も参照。

(133)　東門院が仏地院の管理下に置かれた理由としてまず考

えられるのが、当時仏地院主であった孝俊の、興福寺内外における影響力の大きさである。大乗院門跡孝尋の弟子であり、孝尋とほぼ同時期に得度した（『大乗院日記目録』応安七年三月二三日条・同年五月五日条）孝俊は、東門院が独自の院主を失ったとみられる応永末年時、寺内においては別当も経験した長老的存在で、僧階も僧正であった。寺外においても、両門跡と並んで将軍への謁見を許されるなど（『満済准后日記』〈『続群書類従』〉正長二年二月二八日条）良家の院主としては破格の待遇を受けており、幕府からの信頼も厚かったとみられる。そのため、嘉吉年間のことではあるが、尋尊と同様に大乗院門跡となり、その門跡退任後も寺内に影響力を行使し続けた経覚も、孝俊に対しては他の良家衆に対するそれよりも丁寧な書札礼を採っていたという（『雑事記』長禄二年〈一四五八〉一〇月八日条）。

また、東門院の立地も大きな要因になったと考えられる。東門院は丑寅方に属する寺外院家で（『雑事記』文明元年〈一四六九〉八月一三日条）、その名称から興福寺の東門の近辺に所在したと思われるが、正確な場所は不明である。しかし、後に仏地院が荒廃した際、当時の東門院主であった孝祐は「為東門院之用心」仏地院家の小門を閉じさせている（『雑事記』文明一七年八月一四日条）。また仏地院の築地が崩れたため、東門院家内に盗人が入り込むようになったという（『雑事記』文明一八年五月二六日条）。これらの記事から、東門院は仏地院に隣接して存在していたとみられ、そのような関係もあって、孝俊が東門院主を兼帯することになったと考えられる。なお仏地院の建築については、川上貢「中世における私僧房の建築について」（同『日本中世住宅の研究〔新訂〕』〈中央公論美術出版、二〇〇二年〉所収、初出一九五三年）、同「結論」（同書所収）参照。

(134) 『雑事記』嘉吉三年一一月六日条。

(135) 『尊卑分脈』内麿公孫、俊祐項及び『雑事記』文明九年一二月条後付。

(136) たとえば孝俊が所持していた釜口院主職は、孝俊入滅後三年を経てから俊祐に相続されており、俊祐は孝俊の所職をそのまますぐには継承できなかったとみられる（『大乗院日記目録』文安三年〈一四四六〉一二月日条）。

(137) 『雑事記』文明九年九月二八日条。

(138) 『経覚私要鈔』宝徳二年六月四日条。ただし『大乗院日記目録』では、入滅の日付は宝徳三年六月六日となっている。しかし、宝徳二年八月に東北院俊円が仏地院相続のため尋尊の門弟となったことが『経覚私要鈔』に記載されているので（八月一七日条）、俊祐の入滅はそれ以前と考えるべきであろう。

(139) 『尊卑分脈』内麿公孫、俊円項及び『雑事記』文明九年一二月条後付。

(140) 『雑事記』享徳元年一〇月二二日条や『興福寺別当次第』法印権大僧都孝祐条など。ただし『興福寺別当次第』では古川持言息とされているが、正確ではない。当時の「飛騨国司」姉小路氏は、京都を活動の拠点とする古川家と、飛騨国を活動の拠点とする小島家・向家に分

裂していたが、持言は小島家に属する。拙稿「北朝・室町幕府と飛騨国司姉小路氏」（『日本歴史』七三三、二〇〇九年）参照。

(141) 『興福寺別当次第』法印権大僧都兼雅条（寛正六年）に、権別当に就任した孝祐について二九歳であると注記がある。

(142) 【史料七】及び『雑事記』享徳元年（一四五二）一〇月二二日条。

(143) 前注及び『経覚私要鈔』長禄二年三月二七日条。

(144) 権別当・別当補任については前掲注(141)及び『興福寺別当次第』法印権大僧都孝祐条、叙僧正については『雑事記』寛正六年一一月九日条。

(145) 前掲注(15)永島氏論文、佐藤虎雄「室生地区の社寺と文化財」（室生村史編集委員会『室生村史』〈室生村役場、一九六六年〉所収）、逵日出典「中世に於ける室生山内の変質」（前掲注(16)同氏著書所収、初出一九六五年）など。

(146) 前掲注(137)。

【付記】本稿の執筆に際して、東京大学史料編纂所データベース（http://www.hi.u-tokyo.ac.jp/ships/）や国立歴史民俗博物館データベース（http://www.rekihaku.ac.jp/research/database.html）を使用した。また本稿で引用した史料の閲覧に際しては、京都大学文学部日本史研究室古文書室・国立公文書館・国立歴史民俗博物館・天理大学附属天理図書館・東京大学史料編纂所・奈良文化財研究所（五十音順）の御高配を賜り、成稿に至るまでには、安田次郎氏や末柄豊氏から種々御教示を賜った。記して感謝申し上げる。